

第59回 定時株主総会 招集ご通知

証券コード：4235

開催日時 2024年3月27日（水曜日）午前10時

開催場所 東京都八王子市旭町14番1号
京王プラザホテル八王子 4階 錦の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
6名選任の件

ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社

ごあいさつ



代表取締役社長
吉村 昇

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

また、このたびの令和6年能登半島地震により被災された皆様には、謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

当社の第59回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

2023年度は当社グループの主要市場である米国の金融引き締めによる高額消費の減退など、当社にとって逆風となる事象もありましたが、円安基調の継続、価格改定効果や物流費の減少により、売上・営業利益はほぼ期初予想通り、当期利益は実効税率の低下により期初予想を上回って着地することができました。

自動車だけでなく様々な用途において売上を拡大し、Ultrafabricsをサステナブルなブランドとして確立していくことで、さらなる企業価値の向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2024年3月

株主各位

証券コード 4235
2024年3月12日
(電子提供措置開始日 2024年3月5日)
東京都八王子市明神町三丁目20番6号

ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社

代表取締役社長 吉村 昇

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.ultrafabricshd.co.jp/>



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」「株主総会」「第59回定時株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4235/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「UFHD(全角)」又は「コード」に当社証券コード「4235」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面(郵送)による議決権行使の場合]

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2024年3月26日(火曜日)午後5時45分までに到着するようご送付ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社の指定する議決権行使サイト(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)において、賛否をご入力 of うえ、2024年3月26日(火曜日)午後5時45分までに議決権をご行使ください。

敬 具

記

1 日 時	2024年3月27日（水曜日）午前10時
2 場 所	東京都八王子市旭町14番1号 京王プラザホテル八王子 4階 錦の間 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第59期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 第59期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類の内容報告の件 <p>決議事項 議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件</p>
4 招集にあたっての決定事項	議決権行使書面において、各議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の表示をしたものとしてお取り扱いいたします。
5 議決権行使についてのご案内	5 ページに記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および定款第13条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 連結計算書類の「連結財政状態計算書」、「連結損益計算書」、「連結持分変動計算書」および「連結注記表」
 - ② 計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 - ③ 「連結計算書類に係る会計監査報告書」および「計算書類に係る会計監査報告書」
 - ④ 「監査等委員会の監査報告書」
- なお、監査等委員会及び会計監査人は、上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイトおよび各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年3月27日（水曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年3月26日（火曜日）
午後5時45分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年3月26日（火曜日）
午後5時45分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

○○○○○○

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

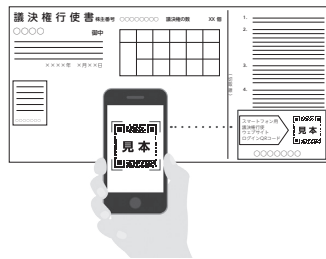
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

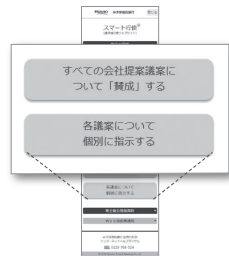
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



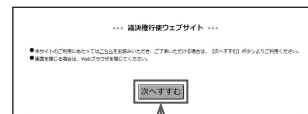
「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

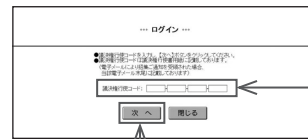
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

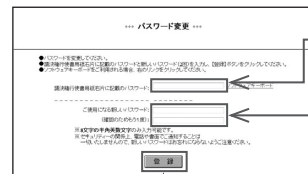
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

株主総会オンデマンド配信のご案内

2024年3月27日開催予定の当社株主総会に関し、株主様が株主総会をご覧いただくために、下記サービスをご案内申し上げます。

【オンデマンド配信】

株主総会当日の様子は後日インターネット上にてオンデマンド配信いたします。議決権行使の有無に関わらず視聴が可能となっておりますので、是非ご視聴ください。

配信期間：2024年4月上旬頃から2024年7月上旬頃まで（3カ月間）

視聴方法：①下記より視聴ページへアクセスしてください。

<https://www.ultrafabricshd.co.jp/>

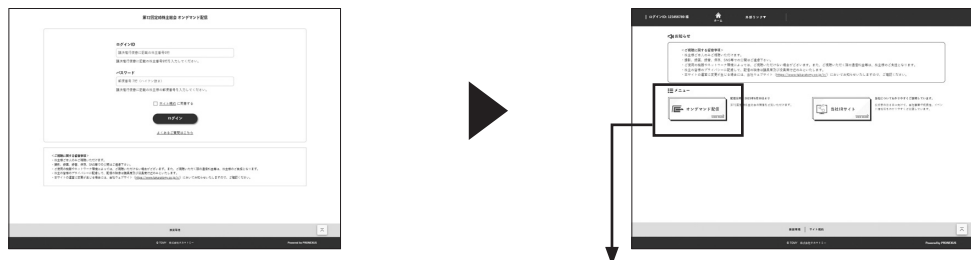
②ログインID（ID）・パスワード（PW）をご入力ください。

ID：株主様の株主番号9桁（半角数字、議決権行使書に記載されております）

※書面にて議決権行使いただく場合、議決権行使書の控えに株主番号が記載されておりますので、本控えを必ずお手元に保管ください。

PW：2023年12月末日時点の株主名簿ご登録の郵便番号7桁（半角数字、ハイフン不要）

※2023年12月末日以降、転居または株主名簿を変更された場合は、ご注意ください。



「オンデマンド配信」をクリックし、リンク先へアクセスください。

ご留意事項：

- ・何らかの事情により、オンデマンド配信を行えなくなった場合は、当社ウェブサイト（<https://www.ultrafabricshd.co.jp/>）にてお知らせいたします。
- ・株主総会会場では、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長および役員席付近を中心とした撮影としますがやむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・オンデマンド配信動画の撮影、録画、録音、保存およびSNSなどでの公開は固くお断りいたします。
- ・ご視聴いただくための通信料金等は、株主様のご負担となります。
- ・ご視聴は、株主様ご本人に限定させていただきます。
- ・ご使用の端末（機種、性能など）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度など）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

以上

株主総会参考書類

議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案について同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	
1	吉村 昇 <small>よしむら のぼる</small>	代表取締役社長	再任
2	中川 豊彦 <small>なかがわ とよひこ</small>	取締役	再任
3	クレイ アンドリュー ローゼンバーグ	取締役	再任
4	バーバラ ダニエル ベッカー -プリマック	取締役	再任
5	尾城 紳治 <small>おじろ しんじ</small>	取締役	再任
6	高野 美香 <small>たかの みか</small>	取締役 経営企画部長 Chief Sustainability Officer	再任

再任 再任取締役候補者

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 再任	よしむら のぼる 吉村 昇 (1962年4月20日)	1999年4月 メリルリンチ日本証券株式会社 入社 2009年1月 株式会社レコフ 入社 2011年5月 株式会社クレハ・バッテリー・マテリアルズ・ジャパン 入社 2016年4月 当社 入社 社長室長 2016年7月 当社 社長室長兼営業部長代理 2017年10月 当社 取締役 経営企画部長兼財務部長 2018年1月 当社 取締役 経営管理部長 2018年3月 当社 代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 第一化成株式会社 取締役 Ultrafabrics Inc.社 Director	普通株式 190,000株 A種優先株式 一株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2 再任	なかがわ とよひこ 中川 豊彦 (1959年4月21日)	1983年4月 当社 入社 2004年4月 当社 埼玉事業所次長兼製造技術課長 2014年6月 当社 取締役 埼玉事業所長 2016年6月 当社 常務取締役 埼玉事業所長 2017年10月 当社 取締役（現任） 2017年10月 第一化成株式会社 取締役 2018年1月 第一化成株式会社 代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 第一化成株式会社 代表取締役社長	普通株式 142,800株 A種優先株式 一株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3 再任	クレイ アンドリュース ローゼンバーグ (1958年4月4日)	1980年6月 Gallo Wines社 入社 1984年9月 Spring Industries社 入社 1999年1月 Ultrafabrics,LLC社（現 Ultrafabrics Inc.社） 設立 CEO（現任） 2017年10月 当社 取締役（現任） （重要な兼職の状況） Ultrafabrics Inc.社 CEO Ultrafabrics Europe Ltd.社 取締役	普通株式 599,200株 A種優先株式 770,500株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4 再任	バーバラ ダニエル ベッカー -プリマック (1967年8月15日)	1989年7月 Saks Fifth Avenue社 入社 1992年4月 Spring Industries社 入社 1999年1月 Ultrafabrics,LLC社（現 Ultrafabrics Inc.社） 設立 President（現任） 2017年10月 当社 取締役（現任） （重要な兼職の状況） Ultrafabrics Inc.社 President Ultrafabrics Europe Ltd.社 取締役	普通株式 599,400株 A種優先株式 312,500株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5 再任	おじろ しんじ 尾城 紳治 (1963年6月24日)	<p>1984年12月 当社 入社</p> <p>2007年4月 当社 埼玉事業所次長兼検査課長</p> <p>2017年6月 当社 取締役 埼玉事業所次長兼品質保証部長</p> <p>2017年10月 第一化成株式会社 取締役 製造本部副本部長兼品質保証部長</p> <p>2019年3月 第一化成株式会社 常務取締役 製造本部長兼品質保証部長</p> <p>2020年7月 第一化成株式会社 常務取締役 製造本部長</p> <p>2023年3月 第一化成株式会社 取締役副社長 製造本部長（現任）</p> <p>当社 取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 第一化成株式会社 取締役副社長 製造本部長</p>	<p>普通株式 109,000株 A種優先株式 一株</p>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6 再任	たかの みか 高野 美香 (1970年9月15日)	<p>1993年4月 日本生命保険相互会社 入社</p> <p>1997年11月 大和投資顧問（現 三井住友DSアセットマネジメント株式会社） 入社</p> <p>2000年11月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社（現 東京海上アセットマネジメント株式会社） 入社</p> <p>2013年8月 株式会社ポイント（現 株式会社アダストリア） 入社</p> <p>2020年4月 当社入社 経営企画部長（現任）</p> <p>2021年3月 当社 Chief Sustainability Officer（現任）</p> <p>2023年3月 当社 取締役（現任）</p>	<p>普通株式 13,000株 A種優先株式 一株</p>

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、職務の執行に関して訴訟等により被保険者が負担することとなる損害を当該保険契約により填補することとしております。上記候補者6名が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件につきご承認いただいた場合の取締役会の構成は以下のようになります。監査等委員を含む取締役総数9名中、独立社外取締役が3名（比率33.3%）、女性が2名（比率22.2%）となる予定であります。

候補者 番号	氏名	当社に おける地位	属性	専門性						
				企業経営	製造	開発	マーケ ティング	ファイナンス	ガバナンス・ リスク管理	ESG・ サステナビリティ
1	吉村昇	代表取締役 社長		○			○	○		
2	中川豊彦	取締役			○	○				
3	クレイアンドリュー ローゼンバーグ	取締役		○			○			
4	バーバラダニエル ベッカー・プリマック	取締役					○			○
5	尾城紳治	取締役			○	○				
6	高野美香	取締役						○	○	○
—	伊丹庸之	取締役 監査等委員	【社外】 【独立】	○				○		
—	横尾彰	取締役 監査等委員	【社外】 【独立】					○	○	
—	伊勢谷英樹	取締役 監査等委員	【社外】 【独立】	○	○	○				

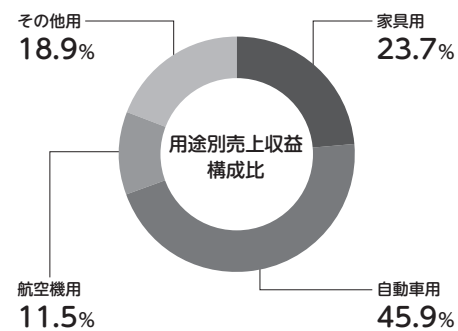
【社外】社外取締役 【独立】証券取引所の定めに基づく独立役員

以 上

事業報告 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

1 企業集団の現況

	第59期 (2023年12月期)	前連結会計年度比
売上収益	210億45百万円	7.4%増
営業利益	35億46百万円	10.9%増
税引前当期利益	28億92百万円	0.9%増
親会社の所有者に帰属する当期利益	23億75百万円	15.8%増



(1) 当事業年度の事業の状況

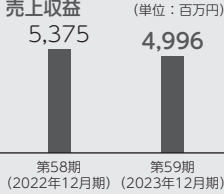
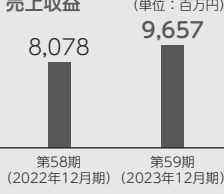

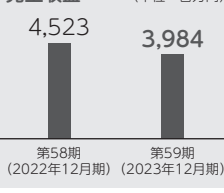
① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は、景気後退懸念がありながらも概ね底堅く推移しました。主要各国のインフレ率は鈍化に転じて利下げ期待は高まっていますが、日本が緩和的な金融政策を維持していることもあり、円安基調が継続しました。米国経済も、高金利で住宅などローンの利払いは重くなっているにもかかわらず、実質賃金が上昇していることもあって個人消費が牽引する形で、大半の予測を上回って堅調に推移しました。しかしながら、オフィス需要の低迷は継続しており、足許の高金利水準が米国景気に与える悪影響に加え、地域紛争の拡大により再び海上輸送が混乱する可能性も懸念されています。また、日本の金融政策の修正から為替の動向も注視していく必要があります。

このような状況下、自動車用シート向けの成長継続に加えて、新しいプログラムの成長と共に航空機向けが好調だったことで、在庫調整や米国の高金利政策の影響で不振が続いた家具やRV向けの減少分を埋め合わせし、前年比で増収となりました。原材料価格の上昇に加えて、人件費、マーケティング費用、支払利息等の増加影響はあったものの、円安で推移したことに加えて、物流費やクレーム対応費用が減少し、移転価格税制による日米間の税金調整によって実効税率が低下し、利益においても前年を上回りました。

この結果、売上収益は210億45百万円（前連結会計年度比7.4%増）、営業利益は35億46百万円（同10.9%増）、税引前当期利益は28億92百万円（同0.9%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は23億75百万円（同15.8%増）となりました。

用途別の売上収益の概況は、次のとおりであります。

<p>家具用</p> <p>売上収益 4,996百万円 (前連結会計年度比7.1%減)</p>	<p>ヘルスケア向けとコントラクト家具向けを中心に、在庫調整や高金利、オフィス市況の弱さ等のマクロ経済面の課題が影響して、家具向け全体の売上は減収となりました。</p>	<p>売上収益 (単位:百万円)</p>  <p>第58期 (2022年12月期) 第59期 (2023年12月期)</p>
<p>自動車用</p> <p>売上収益 9,657百万円 (前連結会計年度比19.5%増)</p>	<p>シート用素材が引き続き増加して牽引しました。加えて、シフトブーツ向け等の内装材も小幅ながら増収を確保したことで、自動車向け全体の売上は前年を上回りました。</p>	<p>売上収益 (単位:百万円)</p>  <p>第58期 (2022年12月期) 第59期 (2023年12月期)</p>
<p>航空機用</p> <p>売上収益 2,408百万円 (前連結会計年度比48.8%増)</p>	<p>需要が強く、ビジネスジェット向け、民間航空機向けともに堅調でした。特に、既存プログラムの出荷の伸びに新規プログラムの出荷が加わった民間航空機向けが牽引したことにより、航空機向け全体の売上は前年を大きく上回りました。</p>	<p>売上収益 (単位:百万円)</p>  <p>第58期 (2022年12月期) 第59期 (2023年12月期)</p>
<p>その他</p> <p>売上収益 3,984百万円 (前連結会計年度比11.9%減)</p>	<p>その他事業分野には、RV・アパレル・船舶・トラック用などが含まれます。既存商品の改良による船舶向け販路拡大や規制変更前のトラック向け伸長は、高金利の影響があったRVや消費需要が低迷したアパレル向けの低調を埋め合わせるには十分ではありませんでした。その他売上全体は前年を下回りました。</p>	<p>売上収益 (単位:百万円)</p>  <p>第58期 (2022年12月期) 第59期 (2023年12月期)</p>

② 設備投資の状況

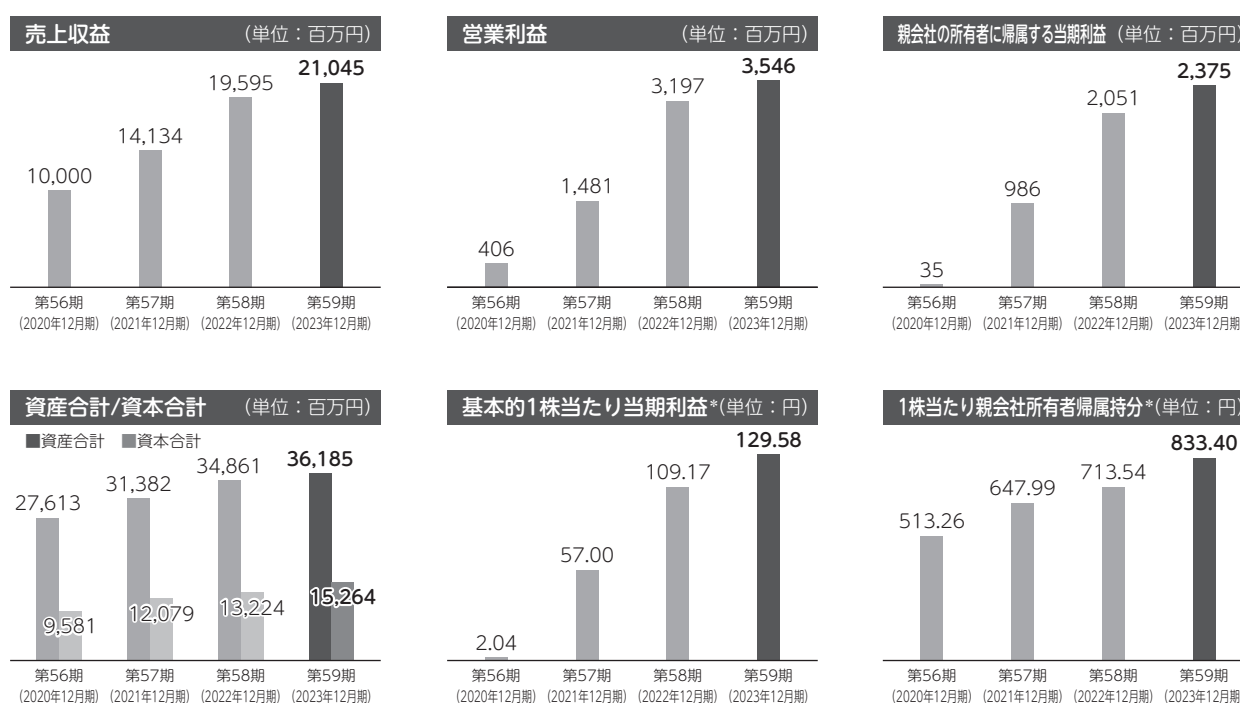
当連結会計年度における設備投資の総額は19億49百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

- ・ 埼玉事業所および群馬工場における製造設備の新設および更新
- ・ 新工場（千代田工場）建物および設備への投資

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に当社グループの所要資金として、金融機関より借入金として19億81百万円の調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



*当社は2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
2022年12月期以前につきましても、当該株式分割の影響を考慮しております。

		第56期 (2020年12月期)	第57期 (2021年12月期)	第58期 (2022年12月期)	第59期 (2023年12月期)
売上収益	(百万円)	10,000	14,134	19,595	21,045
営業利益	(百万円)	406	1,481	3,197	3,546
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	35	986	2,051	2,375
基本的1株当たり当期利益	(円)	2.04	57.00	109.17	129.58
資産合計	(百万円)	27,613	31,382	34,861	36,185
資本合計	(百万円)	9,581	12,079	13,224	15,264
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	513.26	647.99	713.54	833.40

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
第一化成株式会社	100百万円	100.0%	ポリウレタンレザーの製造・販売
Ultrafabrics Inc.	17百万\$	100.0%	ポリウレタンレザーの販売
Ultrafabrics Europe Ltd.	250千£	100.0%	ポリウレタンレザーの販売

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	第一化成株式会社
特定完全子会社の住所	東京都八王子市明神町三丁目20番6号
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	3,740百万円
当社の総資産額	17,887百万円

(4) 対処すべき課題

① 生産能力の拡充

環境問題に対する意識の高まりやライフスタイルの変化から、軽量でアニマルフリー、触り心地もよく、清潔さも簡単に維持できるプレミアム素材として、当社製品に対する需要は高まっています。2018年に完全2ライン化が完成しましたが、このような旺盛な需要に対応するために、設備の老朽化対策や生産効率の改善を進め、国内外の協力企業を含めた生産能力の拡充を進めております。また、協力企業においても当社製品と同程度の品質を維持するため、技術指導や検査体制の増強が急務となっています。

② 売上収益源の分散

近年、特定の顧客に対する売上が急激に増加し、売上依存度が高まっていることが懸念されています。当該顧客からの受注動向によっては当社売上に大きな影響を及ぼす可能性があるため、自動車向けだけでなく、軽量素材が顧客のサステナビリティ推進に貢献できる航空機向けも成長の柱とする、オフィス家具向けだけでなくレジデンシャル家具向けにも注力する、北米に加えて欧州における営業体制も強化するなど、様々な側面から売上収益源の分散を図ってまいります。

③サステナビリティ（持続可能性）の重視

現在、世界には地球温暖化をはじめとする気候変動や資源問題から多様性豊かな社会づくりに至るまで、サステナビリティに関する様々な社会的課題が存在します。当社は「サステナビリティを重視し、社会に貢献する」をグループ経営理念の一つとして掲げ、サステナビリティの観点から顧客・従業員・取引先・株主など全てのステークホルダーに選ばれる企業となることを目指しています。そのためには、バイオ・リサイクル原料によるサステナブル製品の開発、生産工程における二酸化炭素排出量の削減などに向けたサステナブルプラント化の推進、協力企業とのサステナブル目標の共有を進め、企業価値を向上させるよう努力してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

区分	主要製品	売上高構成比率
ポリウレタンレザー	Brisa [®] 、Ultraleather [®] 、Ultratech 他	100.0%

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年12月31日現在)

① 当社	本社	東京都八王子市
② 子会社		
第一化成株式会社	本社	東京都八王子市
	研究所	東京都八王子市
	埼玉事業所	埼玉県行田市
	群馬工場	群馬県邑楽郡邑楽町
Ultrafabrics Inc.		米国ニューヨーク州
Ultrafabrics Europe Ltd.		英国レスターシャー州

(7) 使用人の状況 (2023年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
328 (3) 名	9 (2) 名

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
10 (-) 名	- (-) 名	52歳9か月	3年8か月

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	11,321百万円
株式会社りそな銀行	3,238
株式会社きらぼし銀行	1,552
株式会社日本政策金融公庫	32

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年12月31日現在)

① 発行可能株式総数	普通株式	40,000,000株
	A種優先株式	6,800,000株

(注)2023年3月28日開催の当社第58回定時株主総会および普通株主による種類株主総会において、発行可能株式総数は12,800,000株増加しております。

なお、発行可能株式総数は40,000,000株であります。

② 発行済株式の総数	普通株式	16,923,200株
	(自己株式1,344,807株を含む)	
	A種優先株式	1,850,000株
	(自己株式583,000株を含む)	

(注)2023年4月1日付での株式分割（普通株式1株を2株に分割）の実施および譲渡制限付株式の割当てにより、発行済株式の総数は8,509,600株増加しております。

③ 株主数	普通株式	4,231名
	(前事業年度末比2,369名増)	
	A種優先株式	5名
	(前事業年度末比一名)	

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数			持株比率
	普通株式	A種優先株式	合計	
東京中小企業投資育成株式会社	2,204千株	－千株	2,204千株	13.08%
Clay Andrew Rosenberg	599	770	1,369	8.13
五味大輔	940	－	940	5.58
Barbara Danielle Boecker-Primack	599	312	911	5.41
上嶋秀治	633	－	633	3.75
株式会社みずほ銀行	550	－	550	3.26
株式会社りそな銀行	550	－	550	3.26
株式会社きらぼし銀行	550	－	550	3.26
大日精化工業株式会社	548	－	548	3.25
白石カルシウム株式会社	480	－	480	2.84

(注) 当社は自己株式1,927,807株（普通株式1,344,807株およびA種優先株式583,000株）を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員を除く）	42,000株	4名
取締役（監査等委員）	—	—
合計	42,000	4

(注) 1. 取締役（監査等委員を除く）には、社外取締役はおりません。
2. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「2(3)⑥取締役の報酬等」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2023年12月31日現在)

2021年2月15日開催の取締役会決議による新株予約権

なお、当該新株予約権は2021年3月24日に発行しております。

- ・新株予約権の数
4,650個（新株予約権1個につき200株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
930,000株
- ・新株予約権の払込金額
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり131,600円（1株当たり658円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額となります。
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額となります。

- ・新株予約権を行使することができる期間
2024年3月25日から2026年6月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件
本件新株予約権1個の一部行使は認めません。
本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できません。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（監査等委員を除く）	2,500個	500,000株	4名
取締役（監査等委員）	－	－	－
合計	2,500	500,000	4

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）には、社外取締役はおりません。
2. 2023年4月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状態

① 取締役の状態 (2023年12月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状態
代表取締役社長	吉村 昇	第一化成株式会社 取締役 Ultrafabrics Inc.社 Director
取締役	中川豊彦	第一化成株式会社 代表取締役社長
取締役	クレイ アンドリュウ ローゼンバーグ	Ultrafabrics Inc.社 CEO Ultrafabrics Europe Ltd.社 取締役
取締役	バーバラ ダニエル ベッカー ープリマック	Ultrafabrics Inc.社 President Ultrafabrics Europe Ltd.社 取締役
取締役	尾城紳治	第一化成株式会社 取締役副社長 製造本部長
取締役	高野美香	経営企画部長 Chief Sustainability Officer
取締役 (監査等委員)	伊丹庸之	
取締役 (監査等委員)	横尾 彰	
取締役 (監査等委員)	伊勢谷英樹	

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 伊丹庸之氏、横尾彰氏および伊勢谷英樹氏は社外取締役であります。
2. 当社は、取締役 (監査等委員) 伊丹庸之氏、横尾彰氏および伊勢谷英樹氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査等委員会は、常勤の監査補助人をおき日常的な監査を実施するとともに、内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

② 当事業年度中の取締役の異動

イ. 就任

2023年3月28日開催の第58回定時株主総会において、尾城紳治氏および高野美香氏は取締役(監査等委員を除く。)に、伊勢谷英樹氏は、取締役 (監査等委員) にそれぞれ新たに選任され、就任いたしました。

ロ. 退任

2023年3月28日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって、取締役 (監査等委員) の藤村俊夫氏は、任期満了により退任いたしました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

④ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および子会社の取締役・監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により職務の執行に関して訴訟等により被保険者が負担することとなる損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為や意図的な違法行為の場合には填補の対象としないこととしております。

⑥ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年3月25日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する基本方針の内容は、以下のとおりです。

1. 報酬体系

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬体系は、「基本報酬（固定報酬）」及び「インセンティブ報酬」で構成し、「インセンティブ報酬」は「賞与」（金銭報酬）と「株式報酬」（非金銭報酬）を組み合わせています。

2. 金銭報酬に関する方針

「基本報酬（固定報酬）」と目標達成率100%のときの「賞与」を合計した金額については、ベンチマーク企業群の動向を参考に決定します。

3. 基本報酬に関する方針

「基本報酬（固定報酬）」は、職責に応じた堅実な職務執行を促すため、役職によりほぼ一定の固定額を支給するものとします。

4. 業績連動報酬等に関する方針

前記2の考え方により定められた金銭報酬額から、前記3の「基本報酬（固定報酬）」の額を引いたものを、「賞与」のベース金額とします。

①ベース金額の90%については、前年度の総売上、EBITDA等の財務項目につき、あらかじめ定められた目標値の達成度合いに応じた掛け目を乗じ0から2倍の間で変動するものとします。

②ベース金額の10%は、サステナビリティにおける成果や、新製品開発など、非財務項目の成果に応じて±20%の範囲で加減します。

したがって、「賞与」は、目標達成状況によりベース金額の8%(90%×0+10%-2%)から192%(90%×2+10%+2%)の範囲で変動します。

5. 非金銭報酬等に関する方針

株式報酬として、以下の2種類の報酬を付与します。

①株価が企業価値を反映するものと考え、将来に向けての企業価値向上のインセンティブとして、事前交付型譲渡制限付株式（リストラクテッド・ストック）または事後交付型譲渡制限付株式（リストラクテッド・ストック・ユニット）を、役職に応じた一定数、付与します。ただし、株価の上昇により発行費用も上昇することから、EBITDAの5%を発行額の上限とします。

②退職慰労金制度に代わるものとして、かつ、長期的なインセンティブとして、ストック・オプションを3年に1回を目処に、役職に応じた一定の数を付与することとします。

6. 報酬等の割合に関する方針

報酬額の割合は、上記計算方法を経て決定されるため、割合の方針をあらかじめ定めてはおりません。

7. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

「基本報酬（固定報酬）」は月割りにて月次に支給します。「賞与」は、前年度決算確定後に定められた方法により評価し、原則的に4月に支給します。

「株式報酬」のうち事前交付型または事後交付型譲渡制限付株式は、毎年5月頃に発行し、ストック・オプションは3年に1回の該当年度には株価動向を見て発行時期を決定します。

8. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役会は、報酬諮問委員会に諮問をし、決定を社長に委任します。報酬諮問委員会は、株主総会で定められた総枠内で、各報酬額と評価の適正性について意見を答申し、社長は同意見に従って、個別の報酬額を決定します。

なお、取締役が、子会社の取締役を兼任し、子会社から報酬を支給する場合には、子会社分についても上記と類似の枠組みを適用し、報酬諮問委員会が当社の報酬と子会社報酬を合計した総額について意見を述べ、これに従って子会社が決定します。

以上が、当社における個別報酬の決定方針となります。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等については、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）の枠を2017年6月22日開催の第52回定時株主総会にて決議しており、この内枠として、譲渡制限付株式報酬につき年額100百万円以内（2018年3月29日開催の第53回定時株主総会決議）および事後交付型譲渡制限付株式報酬につき年額100百万円以内（2019年3月28日開催の第54回定時株主総会決議）の枠を決議しております。また、ストック・オプションを付与する場合には、別途、株主総会決議を経ております。

上記株主総会決議の範囲内での、個別の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定は、取締役会決議にて、取締役社長に一任しておりますが、取締役会は、委員4名のうち3名を社外取締役が占める報酬諮問委員会に諮問をし、取締役社長はその答申に基づいて、個別の報酬を決定しなければならないものとしております。

監査等委員である取締役の報酬は、2017年6月22日開催の第52回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議されており、その枠内で監査等委員会にて決定します。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	員数	報酬等の 総額	報酬等の種類別の総額				
			基本報酬	業績連動報酬等			
				金銭報酬	非金銭報酬等		
				賞与	譲渡制限付 株式	事後交付型 譲渡制限 付株式	ストック・ オプション
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	6名 （一名）	180百万円 （－百万円）	41百万円 （－百万円）	19百万円 （－百万円）	44百万円 （－百万円）	29百万円 （－百万円）	46百万円 （－百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 （4）	22 （22）	22 （22）	－ （－）	－ （－）	－ （－）	－ （－）
合計 （うち社外取締役）	10 （4）	202 （22）	63 （22）	19 （－）	44 （－）	29 （－）	46 （－）

- (注) 1. 上表には2023年3月28日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）1名を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬のうち非金銭報酬等は、経営の成果は株価に反映されるとの考えから、株価を業績指標とする株式報酬を付与するものであり、譲渡制限付株式報酬、事後交付型譲渡制限付株式報酬およびストック・オプションから構成されています。その内容は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1)⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年6月22日開催の第52回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）の枠を決議しており、この内枠として、譲渡制限付株式報酬につき年額100百万円以内（2018年3月29日開催の第53回株主総会決議）および事後交付型譲渡制限付株式報酬につき年額100百万円以内（2019年3月28日開催の第54回株主総会決議）の枠を決議しております。また、これとは別枠にて、2020年3月27日開催の第55回定時株主総会および2023年3月28日開催の第58回定時株主総会においてストック・オプションとして発行する新株予約権の付与につき年額100百万円以内と決議しております。第52回、第53回、第54回、第58回定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数はいずれも6名です。
5. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年6月22日開催の第52回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名です。
6. 取締役会は、代表取締役社長吉村昇に対し、各取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬および業績連動報酬等の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、委員4名のうち3名を社外取締役が占める報酬諮問委員会に諮問をし、その答申に基づいて、個別の報酬を決定しなければならないものとしております。

⑦ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査等委員会への出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 伊丹庸之	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査等委員会13回のうち13回に出席いたしました。主に企業経営における豊富な経験から当社の経営上有用な指摘、意見を述べており、社外の専門的見地から適宜助言・提言をいただくことで、経営判断の適正性や妥当性の確保を図っております。また、報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会5回のうち5回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役（監査等委員） 横尾 彰	当事業年度に開催された取締役会17回のうち12回、監査等委員会13回のうち5回に出席いたしました。主に金融業界における豊富な経験と幅広い見識から当社の経営上有用な指摘、意見を述べており、社外の専門的見地から適宜助言・提言をいただくことで、経営判断の適正性や妥当性の確保を図っております。また、報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会5回のうち3回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役（監査等委員） 伊勢谷英樹	2023年3月28日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。主に自動車業界における豊富な経験と幅広い見識から当社の経営上有用な指摘、意見を述べており、社外の専門的見地から適宜助言・提言をいただくことで、経営判断の適正性や妥当性の確保を図っております。また、報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回のうち3回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	EY新日本有限責任監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	121百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	121

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 会計監査人の報酬等の額については、上記以外に、前事業年度に係る追加報酬の額が9百万円あります。
4. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

3 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他の情報は、社内規則に則り適切に保存及び管理する。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、災害、環境、品質、情報セキュリティ等に係る各種リスクについては、それぞれの担当部門にて、必要に応じ規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・職務権限制度、人事管理制度等、会社規程を整備し、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ・職務執行の効率性を向上させ、採算管理の徹底を図るため、全社及び各部門毎に年度予算・業績管理の策定を行い、その適切な運用を行う。

④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・法令及び定款を遵守した行動をとるための指針を定め、またコンプライアンス担当取締役を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- ・反社会的勢力との関係は法令等違反に繋がるものと認識して、その取引は断固拒絶すべく毅然たる態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社の行動指針を当社グループ共有のものとして、グループ企業においてコンプライアンス体制をはじめ内部統制が有効に機能するための方策を確保する。
- ・グループ横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- ・取締役社長は、グループ企業の経営者と定期的に会議を開催し、情報の共有化を図る。
- ・子会社との間で定期的に経営状況及び財務状況の報告会を開くことにより、子会社の経営状況及び財務状況の内容を適切に把握し、子会社の業務の適正を確保する。

- ・当社は「②損失の危険の管理に関する規程その他の体制」に記載するリスク管理体制をグループ全体に適用し、グループ全体のリスクを統括的に管理する。
- ・当社は、子会社における意思決定について、子会社の取締役会規程、職務権限規程その他の各種規程に基づき、子会社における業務の執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行う。
- ・当社の内部監査室は、子会社管理規程等に基づき、当社及び当社グループ会社の監査を行い、当社の取締役社長及び監査等委員会に報告することにより、子会社における法令・定款違反を未然に防止するとともに、発見された問題への対策を適時適切に講じる。

⑥ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社及び子会社等は、財務報告の信頼性・適正性を確保するために金融商品取引法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築するとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行うこととする。

⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

- ・監査等委員会が必要と認めたときは、実施すべき監査業務を内部監査室に対し要望することができる。
- ・監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人（監査等委員会スタッフ）を置くことを求めた場合、必要なスタッフを配置する。
- ・監査等委員会は、監査等委員会スタッフに対し、監査業務に必要な事項を命令することができる。

⑧ 前号の取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- ・内部監査室に所属する使用人及び監査等委員会スタッフの人事異動・評価については、監査等委員会の意見を尊重するものとする。
- ・監査等委員会の職務の補助業務を担当する使用人が、その業務に関して監査等委員会からの指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制を整備する。

⑨ 当社及び当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ・ 監査等委員及び監査等委員会スタッフが経営会議その他の社内会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な議事録、稟議書は、都度監査等委員会に回覧する。
- ・ 監査等委員会が必要と判断したときは、いつでも取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人等、並びに子会社の取締役及び使用人等に対して報告を求めることができる。
- ・ 内部通報制度の通報状況について速やかに監査等委員会に報告を行う。
- ・ 内部監査室が実施した内部監査の結果についても、監査等委員会に報告する。
- ・ 監査等委員会に対して報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査等委員会が取締役社長に対する独立性を保持しつつ適正かつ実効的な監査を行える体制とする。
- ・ 取締役社長は監査等委員会と定期的に会議を開催し、監査等委員会が意見又は情報の交換ができる体制とする。
- ・ 監査等委員会が会計監査人と円滑に連携できる体制とする。
- ・ 内部監査室は監査等委員会との連絡会議を定期的に、また必要に応じて開催し、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人等の業務の適法性・妥当性について監査等委員会が報告を受けられる体制とする。

⑪ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(2) 当該体制の運用状況

① 取締役の職務の執行について

当該事業年度において、取締役会は17回開催され、経営の基本方針の策定、所定の重要事項につき審議・決定を行い、また定期的な業務執行状況のレビュー等を通じて、職務執行の監督を実施しております。

② コンプライアンス体制について

当社役員及び従業員に対して、社内会議等において適宜コンプライアンス情報を周知させ、社内教育等を通じてコンプライアンスの基本的事項の再確認となるよう研修を行い、コンプライアンス意識の浸透を図っております。

③ 内部監査の実施について

内部監査室が社内の内部監査を行い、内部監査報告書を作成し、取締役会に報告を行っております。また監査等委員会に対しても監査結果の報告を行っております。

④ 監査等委員の職務執行について

監査等委員は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査・監督いたしました。また、監査等委員会で策定した監査計画に基づき、監査補助人である法務・コンプライアンス部長を通じて、日常における社内の監督を行っています。会計監査人からは、法令に基づく事業年度の監査結果について定期報告を受けるほか、適宜、監査状況を聴取しております。なお、当事業年度は監査等委員会を13回開催しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対して安定した配当を継続することを基本とし、企業体質の強化を図りつつ、将来の事業展開に備えるための内部留保の充実などを勘案し、配当を行うこととしております。2023年2月14日に公表した2023年度～2025年度の中期経営計画においては、設備投資需要が継続することから、創出する利益を投資・内部留保・株主還元バランスよく配分することを念頭におき、配当性向は概ね30%を目処とすることを掲げました。

当社は定款上、取締役会にて剰余金の配当を決定できることとなっており、当事業年度の期末配当につきましては、上記の方針にしたがい、2024年2月14日開催の取締役会にて、普通株式1株につき39円、A種優先株式1株につき85円と決議しました。

今後も長期的に株主の皆様のご期待に沿うよう、配当政策を進めてまいります。

	配当額総額	1株当たりの配当額
普通株式	607,557,327円	39円
A種優先株式	107,695,000円	85円

4 会社の支配に関する基本方針

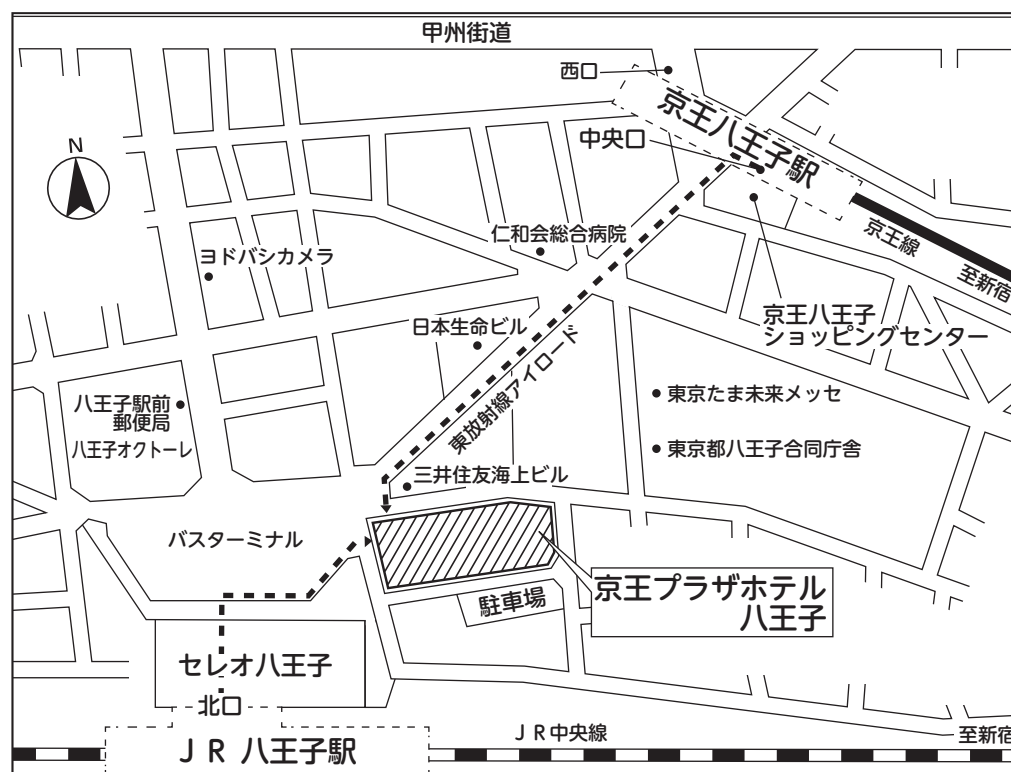
特記すべき事項はありません。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を四捨五入し、株式数は切り捨てて表示しております。

株主総会会場ご案内図

会場 京王プラザホテル八王子 4階 錦の間
東京都八王子市旭町14番1号 TEL (042) 656-3111

交通 J R ① 「八王子」駅下車 北口から徒歩約3分
京王線 ② 「京王八王子」駅下車 中央口から徒歩約5分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

第59回定時株主総会の 招集に際しての電子提供措置事項

第59期（2023年1月1日～2023年12月31日）

- ① 連結財政状態計算書
- ② 連結損益計算書
- ③ 連結持分変動計算書
- ④ 連結注記表
- ⑤ 貸借対照表
- ⑥ 損益計算書
- ⑦ 株主資本等変動計算書
- ⑧ 個別注記表
- ⑨ 連結計算書類に係る会計監査報告書
- ⑩ 計算書類に係る会計監査報告書
- ⑪ 監査等委員会の監査報告書

ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産		負債	
流動資産	11,630	流動負債	11,860
現金及び現金同等物	3,632	有利子負債	8,772
営業債権及びその他の債権	2,748	リース負債	175
その他の金融資産	266	営業債務及びその他の債務	1,622
棚卸資産	4,178	その他金融負債	4
その他の流動資産	807	未払法人所得税等	327
非流動資産	24,555	引当金	641
有形固定資産	6,196	その他の流動負債	320
使用権資産	879	非流動負債	9,061
のれん	10,138	有利子負債	7,293
無形資産	6,731	リース負債	731
その他の金融資産	346	退職給付に係る負債	165
繰延税金資産	253	引当金	18
その他の非流動資産	11	繰延税金負債	762
		その他の非流動負債	92
		負債合計	20,921
資産合計	36,185	資本	
		親会社の所有者に帰属する持分	15,264
		資本金	2,363
		資本剰余金	2,776
		利益剰余金	11,191
		自己株式	△1,982
		その他の資本の構成要素	916
		資本合計	15,264
		負債及び資本合計	36,185

(注)記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで) (単位: 百万円)

科目	金額
売上収益	21,045
売上原価	△9,997
売上総利益	11,048
販売費及び一般管理費	△7,498
その他の収益	6
その他の費用	△11
営業利益	3,546
金融収益	3
金融費用	△656
税引前当期利益	2,892
法人所得税費用	△517
当期利益	2,375
当期利益の帰属	
親会社の所有者	2,375
当期利益	2,375

(注)記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結持分変動計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで) (単位: 百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
2023年1月1日残高	2,265	2,672	9,374	△1,982	894	13,224
当期利益	—	—	2,375	—	—	2,375
その他の包括利益	—	—	—	—	30	30
当期包括利益合計	—	—	2,375	—	30	2,405
自己株式の取得	—	—	—	△0	—	△0
配当金	—	—	△566	—	—	△566
株式に基づく報酬取引	98	103	—	—	—	202
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	7	—	△7	—
所有者との取引額合計	98	103	△559	△0	△7	△365
2023年12月31日残高	2,363	2,776	11,191	△1,982	916	15,264

	資本合計
2023年1月1日残高	13,224
当期利益	2,375
その他の包括利益	30
当期包括利益合計	2,405
自己株式の取得	△0
配当金	△566
株式に基づく報酬取引	202
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—
所有者との取引額合計	△365
2023年12月31日残高	15,264

(注)記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に従って作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 重要な会計上の見積り

非金融資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	10,138百万円
無形資産	6,731百万円

（うち、耐用年数の確定できない無形資産2,680百万円）

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

Ultrafabrics Inc.に係るのれん及び耐用年数の確定できない無形資産については、毎年同じ時期に、かつ減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを実施しております。

回収可能価額は、割引前将来キャッシュ・フロー、成長率及び割引率の主要な仮定に基づき算定された使用価値を使用しております。

② 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

Ultrafabrics Inc.に係るのれん及び耐用年数の確定できない無形資産の評価に係る仮定は不確実性を伴うことから、これらの仮定が変化した場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	5社
主要な連結子会社の名称	第一化成株式会社 Ultrafabrics Inc.

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

子会社の決算日が当社の決算日と異なる場合には、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を用いております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 金融資産の評価基準及び評価方法

① 金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、償却原価で測定される金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定される金融資産に分類しております。

公正価値で測定される資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融商品に対する投資を除き、個々の資本性金融商品に対する投資ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価により測定される金融資産

償却原価により測定される金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) 公正価値により測定される金融資産

公正価値により測定される金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。ただし、資本性金融商品に対する投資のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

(iii) 金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増大しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増大していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増大している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

契約上の支払の期日経過が30日超である場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしておりますが、信用リスクが著しく増大しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報（内部格付、外部格付等）を考慮しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増大の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しております。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・ 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・ 貨幣の時間価値
- ・ 過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

著しい景気変動等の影響を受ける場合には、上記により測定された予想信用損失に、必要な調整を行うこととしております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。

(iv) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

② 金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的に強制可能な権利を現在有しており、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

③ デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスクや金利リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約、金利スワップ契約等のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定され、その後も公正価値で再測定しております。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目又は取引並びにヘッジされるリスクの性質及びヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の公正価値変動の有効性の評価方法などを含んでおります。これらのヘッジは、公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺する上でヘッジの有効性の要求を満たすことが見込まれますが、ヘッジ指定を受けたすべての連結会計期間にわたって実際にヘッジの有効性の要求を満たしているか否かを判断するために、継続的に評価しております。

ヘッジ会計に関する厳格な要件を満たすヘッジは、以下のとおりです。

・キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効部分は、その他の包括利益として認識し、非有効部分は直ちに純損益として認識しております。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えております。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識されている金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。

予定取引又は確定約定の発生がもはや見込まれない場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を純損益に振り替えております。ヘッジ手段が失効、売却、又は他のヘッジ手段への入替えや更新が行われずに終了又は行使された場合、若しくはヘッジ指定を取り消された場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識されていた金額は、予定取引又は確定約定が発生するまで引き続き資本に計上しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。取得原価は、主として先入先出法に基づいて算定されており、購入原価、加工費及び現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含ん

であります。

(3) 有形固定資産の減価償却方法

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用、及び資産計上すべき借入コストが含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

・建物及び構築物	2～38年
・機械装置及び運搬具	2～8年
・工具器具及び備品	2～15年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(4) 無形資産（のれんを除く）の償却方法

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定されます。

のれん以外の無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

・ソフトウェア	5年
・顧客関連資産	13年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(5) リース

当社グループは、借手としてのリース取引について、リース開始日に使用権資産及びリース負債を認識しております。リース負債は未払リース料総額の現在価値で測定し、使用権資産は、リース負債の当初測定した金額に開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト及びリースの契約条件で要求されている原状回復義務等のコストを調整した取得原価で測定しております。

当初認識後は、使用権資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

(6) のれんに関する事項

子会社の取得により生じたのれんは、無形資産に計上しております。当社グループは、のれんを取得日時時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として測定しております。

のれんの償却は行わず、每期又は減損の兆候が存在する場合には、その都度減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した帳

簿価額で表示しております。

(7) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社の非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位の統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識いたします。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額いたします。

のれんに関連する減損損失は戻入いたしません。その他の資産については、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れます。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却費を控除した後の金額を上限として戻し入れます。

(8) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度に対応する金額を計上しております。

(9) 従業員給付

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を運営しております。

当社グループは、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しております。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して算定しております。

確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

過去勤務費用は直ちに純損益として認識しております。

確定拠出型の退職給付に係る費用は、確定拠出型制度の拠出につき、IFRSが当該掛金を資産の原価に含めることを要求又は許容している場合を除き、従業員がサービスを提供した期間に純損益として認識しております。

(10) 収益の計上基準

収益は、物品の販売及びサービスの提供から受領する対価の公正価値から、値引、割戻及び売上関連の税金を控除した金額で測定しております。

① 物品の販売

物品の販売からの収益は、顧客が物品に対する支配を獲得した時点で認識しており、通常は、物品の引渡時点で認識しております。物品の販売からの収益は、返品、値引及び割戻しを控除後の、受領した又は受領可能となる対価の公正価値から、割戻し及び関連する税金を控除した金額で測定しております。

② 利息収益

利息収益は、実効金利法により認識しております。

③ 配当金

配当収益は、配当を受け取る権利が確定した時点で認識しております。

(11) 外貨の換算基準

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて測定される金融資産、及びキャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段から生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

② 在外営業活動体の計算書類

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については平均為替レートを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の計算書類の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額の累計額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

なお、当社グループは、IFRS第1号の免除規定を採用しており、移行日前の在外営業活動体の累積換算差額をゼロとみなし、すべて利益剰余金に振り替えております。

(12) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

② グループ通算制度の適用

当社及び当社が直接所有している国内子会社は、グループ通算制度を適用しております。

2. 会計方針の変更

当連結会計年度より、以下の基準書及び解釈指針を適用しております。これらの基準等の適用が、連結計算書類に与える重要な影響はありません。

基準書及び解釈指針		概要
IAS第1号	財務諸表の表示	重要な会計方針に代わって重要性のある会計方針を開示するための改訂

3. 連結財政状態計算書に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産	
有形固定資産	3,487百万円
(2) 連結処理により相殺消去されている担保に供している資産	
子会社株式（金額は当社グループの取得原価）	5,785百万円
(3) 担保に係る債務	
有利子負債	9,444百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	5,226百万円

4. 連結損益計算書に関する注記

その他の費用の内容

固定資産除却損	5百万円
その他	6百万円
合計	11百万円

5. 連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	16,923,200株
A種優先株式	1,850,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年2月14日 取締役会	普通株式	480	62.00	2022年12月31日	2023年3月29日
	A種優先株式	86	68.00	2022年12月31日	2023年3月29日

(注) 当社は、2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っていません。1株当たり配当額は株式分割前の数値を表示しています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年2月14日 取締役会	普通株式	608	39.00	2023年12月31日	2024年3月13日
	A種優先株式	108	85.00	2023年12月31日	2024年3月13日

(注) 当社は、2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っていません。1株当たり配当額は株式分割後の数値を表示しています。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
 普通株式 0株

6. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

営業債権及びその他の債権のうち受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

有利子負債の用途は運転資金（主として短期借入金）及び設備投資資金（長期借入金）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行う方針であり、投機目的の取引は行わないこととしております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

2023年12月31日における帳簿価額と公正価値は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	帳簿価額	公正価値
資 産		
現金及び現金同等物	3,632	3,632
営業債権及びその他の債権	2,748	2,748
その他の金融資産	612	612
合 計	6,992	6,992
負 債		
営業債務及びその他の債務	1,622	1,622
有利子負債	16,065	16,065
合 計	17,687	17,687

3. 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

(1) 公正価値ヒエラルキーのレベル別分類

金融商品の公正価値ヒエラルキーは、レベル1からレベル3までを次のように分類しております。

レベル1：活発な市場における公表価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプットを含む、評価技法から算出された公正価値

経常的に公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーに基づくレベル別分類は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
保険積立金	—	299	—	299
デリバティブ債権	—	265	—	265
合計	—	564	—	564
金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
その他の金融負債	—		—	
デリバティブ債務	—	4	—	4
合計	—	4	—	4

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しております。各年度において、公正価値レベル1とレベル2の間の重要な振替は行われておりません。なお、レベル3に区分される金融商品はありません。

経常的に償却原価で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーに基づくレベル別分類は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産					
償却原価で測定する金融資産					
現金及び預金	3,632	-	3,632	-	3,632
営業債権及びその他の債権	2,748	-	2,748	-	2,748
その他金融資産					
敷金及び保証金	46	-	46	-	46
その他	1	-	1	-	1
合計	6,427	-	6,427	-	6,427
金融負債					
償却原価で測定する金融負債					
営業債務及びその他の債務	1,622	-	1,622	-	1,622
有利子負債					
短期借入金	5,871	-	5,871	-	5,871
長期借入金	10,194	-	10,194	-	10,194
合計	17,687	-	17,687	-	17,687

(2) 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権)

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(デリバティブ債権、デリバティブ債務)

デリバティブの公正価値は、契約先の金融機関等から提示された価格等に基づき測定しております。

(保険積立金)

保険積立金の公正価値は、期末時点での解約払戻金により測定しております。

(敷金及び保証金)

敷金及び保証金の公正価値は帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっております。

す。

(営業債務及びその他の債務、短期借入金)

これらは短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっております。

(長期借入金)

長期借入金のうち変動金利のものについては、適用される金利が市場での利率変動を即座に反映するため当社の信用リスクに変更がなく、公正価値は帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金のうち固定金利のものについては、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

7. 収益認識に関する注記

1. 収益の分解

用途別に分解した、顧客との契約から認識された収益は次のとおりであります。

(単位：百万円)

用途別	
家具用	4,996
自動車用	9,657
航空機用	2,408
その他	3,984
合計	21,045

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 5. 会計方針に関する事項(10) 収益の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

当連結会計年度における顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた売上債権		
受取手形	2	2
売掛金	2,817	2,744
計	2,818	2,747
契約資産	—	—
契約負債	109	88

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点では契約負債の残高に含まれていたものは、109百万円です。なお、当連結会計年度に認識した収益のうち、過年度に充足された履行義務から生じたものはありません。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から、返品等を控除した金額で測定

しております。返品等の見積りは過去の実績等に基づく予想返品率を用いて算定しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想期間が1年を超える重要な契約はありません。

(3) 顧客との契約獲得又は履行のためのコストから認識した資産

当社グループはIFRS第15号第94項の実務上の便法を適用し、償却期間が1年以内である場合には、契約獲得の増分コストを発生時に費用として認識しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分	833円40銭
基本的1株当たり当期利益	129円58銭

(注) 当社は、2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり親会社所有者帰属持分及び基本的1株当たり当期利益を算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

2024年2月14日開催の取締役会において、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）および従業員ならびに当社子会社の取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権を付与することを決議いたしました。

第1 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

退職慰労金または退職金制度のない当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）および従業員ならびに当社子会社の役員に対し、当社グループに対する中長期的なコミットメントを確保し、業績向上、企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるため、新株予約権を発行するものです。

第2 新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の名称

ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社 第9回新株予約権

2. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の割当日

2024年3月22日

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

4,610個

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日

(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、(a)当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求。))に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)、(b)取得と引換えに交付される普通株式1株当たりの払込金額が行使価額を下回ることとなる取得請求権付きまたは取得条項付きの株式、新株予約権または新株予約権付社債を募集する場合、(c)新株予約権の行使により交付される普通株式1株当たりの払込金額が行使価額を下回ることとなる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を交付する場合、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、「新規発行株式数」とは、上記(a)乃至(c)に定める普通株式数または新株予約権等の行使、取得等により交付されることとなる普通株式数とする。自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

2027年3月23日から2029年6月30日まで

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 各本件新株予約権1個の一部行使は認めない。

② 新株予約権者が取締役である場合に解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、傷害により辞任した場合を除く。）、および新株予約権者が雇用者である場合に懲戒解雇された場合ならびに自己都合により退職した場合（疾病、傷害等やむを得ない事情により退職した場合を除く。）、さらに身分を問わず禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社および当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問または重要な役職の従業員として就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

③ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利継承者」という。）に限り、及び新株予約権者が死亡した日の1年以内に限り、権利行使をすることができる。なお、権利継承者が死亡した場合、権利継承者の相続人は新株予約権を相続できない。

④ 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、(i) 所定の手続の履行もしくは(ii) 所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、または(iii) その双方（以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件がすべて履行または充足された場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されない場合には新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社としてこれを履行または充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

(7) 新株予約権の取得の条件

① 当社は、新株予約権者が上記(6)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。ただし、当該契約書または計画書等において別段の定めがなされる場合はこの限りではない。

① 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

② 吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社

③ 新設分割

新設分割により設立する株式会社

④ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権証券の不発行

当社は、本件新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

(12) 新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

割当ての対象者	人数	割り当てる新株予約権の数
当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）	6名	2,728個
当社従業員	10名	826個
当社子会社の役員	15名	1,056個

計算書類

貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	8,004	流動負債	8,416
現金及び預金	153	短期借入金	5,868
前払費用	132	1年内返済予定の長期借入金	2,382
未収利息	19	未払金	47
関係会社短期貸付金	7,500	未払費用	21
未収還付法人税等	95	未払法人税等	14
その他	105	預り金	7
固定資産	9,884	株式給付引当金	74
有形固定資産	2	その他	2
建物	2	固定負債	3,944
無形固定資産	3	長期借入金	3,864
ソフトウェア	3	資産除去債務	2
投資その他の資産	9,878	株式給付引当金	77
関係会社株式	5,785	負債の部合計	12,360
関係会社長期貸付金	3,864	純資産の部	
繰延税金資産	110	株主資本	5,297
長期前払費用	109	資本金	2,363
その他	10	資本剰余金	2,346
資産の部合計	17,887	資本準備金	2,188
		その他資本剰余金	158
		利益剰余金	2,591
		利益準備金	94
		その他利益剰余金	2,497
		別途積立金	1,710
		繰越利益剰余金	787
		自己株式	△2,003
		新株予約権	231
		純資産の部合計	5,528
		負債及び純資産の部合計	17,887

(注)記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上収益	1,079
売上原価	—
売上総利益	1,079
販売費及び一般管理費	891
営業利益	188
営業外収益	570
受取利息	547
その他	23
営業外費用	551
支払利息	551
その他	1
経常利益	207
特別利益	—
特別損失	—
税引前当期純利益	207
法人税、住民税及び事業税	1
法人税等調整額	△57
当期純利益	263

(注)記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書（2023年1月1日から2023年12月31日まで）（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,265	2,090	158	2,247	94	1,710	1,090	2,894	△2,003	5,404
当期変動額										
新株の発行	98	98	—	98	—	—	—	—	—	197
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△566	△566	—	△566
当期純利益	—	—	—	—	—	—	263	263	—	263
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	98	98	—	98	—	—	△303	△303	△0	△107
当期末残高	2,363	2,188	158	2,346	94	1,710	787	2,591	△2,003	5,297

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	147	5,551
当期変動額		
新株の発行	—	197
剰余金の配当	—	△566
当期純利益	—	263
自己株式の取得	—	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	83	83
当期変動額合計	83	△24
当期末残高	231	5,528

(注)記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産
(リース資産を除く) 定額法によっております。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- ②無形固定資産
(リース資産を除く)
・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。
- (3) 引当金の計上基準
株式給付引当金 当社役員及び従業員並びに子会社役員及び従業員の株式報酬に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を適用しております。当社の収益は子会社からの配当金及び子会社に対する経営指導料です。子会社からの受取配当金は、配当の効力発生日をもって収益を認識しています。子会社に対する経営指導料については、サービスの提供期間にわたって収益を認識しています。
- (5) 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (6) その他計算書類作成のための基本となる事項
- ①ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップのみであり、特例処理によっております。
- ②消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。
- ③グループ通算制度の適用 グループ通算制度を適用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

当社は、グループ会社の管理及び子会社より安定した配当を受けることが主たる事業目的であることから、子会社から継続して受け取る受取配当金は経営指導料と同様の区分に変更いたしました。なお、これらは当社の役務提供の結果得られる対価であることから、当事業年度より表示される科目を従来の「売上高」より「売上収益」に変更いたしました。

この表示方法の変更を反映させるため当事業年度の計算書類の組替えを行っております。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社株式(Ultrafabrics Inc.)の評価

当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 5,785百万円

(うち、連結子会社であるUltrafabrics Inc. 株式 2,045百万円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

関係会社株式は、取得価額をもって貸借対照表価額としておりますが、実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が裏付けられる場合を除き、相当の減額処理をすることとしております。

Ultrafabrics Inc. については、実質価額の著しい低下がないことから、当事業年度において減額処理を行っておりません。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

実質価額は、各社の純資産に基づいて算定しておりますが、Ultrafabrics Inc. は、超過収益力を認識していることから、純資産額の算定にあたっては、当該超過収益力の評価が重要となります。

Ultrafabrics Inc. 株式の評価に係る主要な仮定は、将来キャッシュ・フロー及び成長率であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該超過収益力の評価に係る仮定は不確実性を伴うことから、これらの仮定が変化した場合、翌事業年度以降の計算書類において、Ultrafabrics Inc. 株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

関係会社株式 5,785百万円

計 5,785百万円

② 担保に係る債務

1年以内に返済予定の長期借入金 1,632百万円

長期借入金 3,864百万円

計 5,496百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

1百万円

(3) 保証債務

2017年10月1日付の会社分割により、第一化成株式会社承継した債務につき、重畳的債務引受を行っております。

第一化成株式会社 1,045百万円

計 1,045百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、金銭債務

①短期金銭債権 121百万円

②短期金銭債務 3百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 売上収益	1,079百万円
(2) 営業取引以外の取引高	547百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,345千株	0千株	一千株	1,345千株
A種優先株式	583千株	一千株	一千株	583千株

(注) 当社は、2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して自己株式数を記載しております。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	68百万円
譲渡制限付株式報酬費用	61百万円
未払事業税	4百万円
その他	2百万円
繰延税金資産小計	135百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△22百万円
評価性引当額小計	△22百万円
繰延税金資産合計	112百万円
繰延税金負債	
未収分配金	△2百万円
その他	△1百万円
繰延税金負債合計	△2百万円
繰延税金資産の純額	110百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
受取配当金益金不算入	△93.2%
株式報酬費用	28.6%
住民税均等割	0.7%
評価性引当額の増減	5.4%
その他	0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△27.0%

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連会社等

種類	会社等の名称	資本金 または 出資金	事業の 内容 または 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
					役員等 の兼任 (名)	事業 上の 関係				
子会社	第一化成 株式会社	100 百万円	製 造 事 業	所有直接 100.00	3	グループ 経営管理等	経営指導料 (注 2)	199	—	—
							資金の貸付	—	関係会 社短期 貸付金	550
							利息の受取 (注 3)	5	未取利 息	0
							重畳的債務引受 (注 5)	1,045	—	—
							当社の銀行借 入に対する債 務被保証 (注 6)	5,496	—	—
	経費等の立替 (注 7)	1	未払金	0						
	Ultrafabrics Inc.	17 百万\$	商 社 事 業	所有直接 100.00	3	グループ 経営管理等	経営指導料 (注 2)	242	そ の 他 流動資 産	48
							資金の貸付	—	関係会 社短期 貸付金	6,950
							利息の受取 (注 4)	542	関係会 社長期 貸付金	3,864
							当社の銀行借 入に対する債 務被保証 (注 6)	5,496	—	—
経費等の立替 (注 7)							5	立替金 未払金	3 3	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。
2. 経営指導料は業務の内容を勘案し、契約により決定しております。
3. 第一化成株式会社への資金の貸付利率については、市場金利を勘案して決定しております。
4. Ultrafabrics Inc. への資金の貸付利率については、市場金利を勘案して決定しております。
5. 2017年10月1日付の会社分割により、第一化成株式会社が承継した債務につき、重畳的債務引受を行っております。
6. 当社の銀行借入に対して債務保証を受けております。なお、取引金額には、保証額の期末残高を記載しております。
7. 経費の立替は実費相当であります。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
役員	吉村 昇	(被所有) 直接 1.12	当社代表取締役 社長	金銭報酬債権 の現物出資 (注)	26	—	—
	中川 豊彦	(被所有) 直接 0.84	当社取締役	金銭報酬債権 の現物出資 (注)	13	—	—
	尾城 紳治	(被所有) 直接 0.64	当社取締役	金銭報酬債権 の現物出資 (注)	6	—	—
	高野 美香	(被所有) 直接 0.08	当社取締役	金銭報酬債権 の現物出資 (注)	5	—	—

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

9. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

「1. 重要な会計方針に係る事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 208円42銭

(2) 1株当たり当期純利益 14円35銭

(注) 当社は、2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「9. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月20日

ウルトラファブリティクス・ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤田 建二
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北村 康行

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ウルトラファブリティクス・ホールディングス株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、ウルトラファブリティクス・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月20日

ウルトラファブリティクス・ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤田 建二
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北村 康行

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ウルトラファブリティクス・ホールディングス株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第59期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法により監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月20日

ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員 伊丹庸之 ㊟

監査等委員 横尾 彰 ㊟

監査等委員 伊勢谷英樹 ㊟

(注) 監査等委員 伊丹庸之、横尾 彰、伊勢谷英樹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上